



茨城県報

第 6 7 3 号

平成 7 年 8 月 7 日

月 曜 日

目 次

規 則

ページ

●茨城県建設工事執行規則の一部を改正する規則（監理課）…………… 1

●茨城県宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則（建築指導課）……………15

告 示

●保険医療機関及び保険薬局の指定（保険課）……………17

●保険医及び保険薬剤師の登録（ “ ” ）……………20

●使用料の徴収事務の委託（観光物産課）……………21

●国土調査法に規定する調査の実施（農地計画課）……………21

●道路の区域の変更（3件）（道路維持課）……………22

●道路の供用の開始（2件）（ “ ” ）……………23

公 告

●貸金業者の登録の取消し（地方総合事務所）……………24

規 則

茨城県規則第72号

茨城県建設工事執行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成 7 年 8 月 7 日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県建設工事執行規則の一部を改正する規則

茨城県建設工事執行規則（昭和43年茨城県規則第69号）の一部を次のように改正する。

第 2 条及び第 3 条を次のように改める。

（工事の施行区分）

第 2 条 工事の施行の区分は、請負工事及び直営工事の 2 種とする。

2 工事の施行は、特に直営工事とする必要がある場合を除き、請負工事によるものとする。

（工事の執行方法）

第 3 条 請負工事の執行については、次条から第13条までに定めるところによる。

2 直営工事の執行については、別に定めるところによる。

第5条第1項中「工事費内訳明細書」を「, 工事費内訳書」に, 「工事工程表」を「工程表」に, 「提出するものとする」を「提示するものとする」に改める。

第9条中「契約書」を「建設工事変更請負契約書(様式第3号)」に改める。

第10条第1項中「300万円」を「500万円」に改める。

様式第1号を次のように改める。

様式第1号(第5条第1項)

入 札 (見 積) 書

工事番号 第 号
工 事 名 工 事

路線河川等名

工事場所 市町村 大字

見 積 金 額	
------------	--

設計図書及び実地を調査のうえ、茨城県財務規則(平成5年茨城県規則第15号)及び茨城県建設工事執行規則(昭和43年茨城県規則第69号)の規定により上記のとおり入札(見積り)します。

年 月 日

住 所

商号又は名称

氏 名

印

殿

- 注1 消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の103分の100に相当する金額を記載すること。
- 2 金額の前に「¥」の記号を付すこと。
- 3 不用の文字は消すこと。

様式第2号第1条第1項中「契約書記載の」を「頭書に記載の」に、「契約書に」を「頭書に」に、「この約款」を「以下の条項」に改め、同条第2項中「この約款」を「この契約」に改める。

様式第2号第3条中「行なう」を「行う」に改める。

様式第2号第9条第1項中「書面をもって」を「書面により」に改め、同条第2項中「この約款」を「この契約」に改め、同項第3号中「立会」を「立会い」に改め、同条第3項中「監督員をおき」を「監督員を置き」に、「この約款」を「この契約」に、「書面をもって」を「書面により」に改め、同条第4項中「書面をもって、これを行わなければならない」を「書面によりこれを行わなければならない」に改める。

様式第2号第10条第1項を次のように改める。

乙は、工事の施工に当たっては、次の各号に掲げる者を定め、書面によりその氏名を甲に通知しなければならない。これらの者を変更したときも、同様とする。

(1) 現場代理人

(2) 専任の主任技術者（建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第1項に規定する主任技術者をいう。以下同じ。）
又は専任の監理技術者（同条第2項に規定する監理技術者をいう。以下同じ。）

(3) 専門技術者（建設業法第26条の2に規定する建設工事の施工の技術上の管理をつかさどるものをいう。以下同じ。）

様式第2号第10条第2項中「行なう」を「行う」に、「この約款」を「この契約」に改め、「一切の」を削り、「変更」の次に「工期の変更」を加え、同条第3項中「書面をもって」を「書面により」に改め、同条第4項中「（監理技術者）及び」を「及び監理技術者並びに」に改める。

様式第2号第11条第1項中「（監理技術者）」を「監理技術者」に、「その他」を「その他」に、「書面をもって」を「書面により」に改め、同条第2項、第3項及び第4項中「書面をもって」を「書面により」に改める。

様式第2号第13条の見出し、同条第1項及び第2項中「立会」を「立会い」に改め、同条第3項中「立会」を「立会い」に、「工事材料の調合又は工事の施工をするときは」を「ものについては」に改め、同条第4項中「立会」を「立会い」に、「書面をもって」を「書面により」に、「行なつた」を「行つた」に改める。

様式第2号第14条第2項中「立会」を「立会い」に、「書面をもって」を「書面により」に改め、同条第4項中「貸与品を引き渡し」を「貸与品を引き渡し」に、「行なわなければならない」を「行わなければならない」に改め、同条第5項中「書面をもって」を「書面により」に改め、同条第8項中「かくれた」を「隠れた」に、「ただちに書面をもって」を「直ちに書面により」に改める。

様式第2号第15条第1項中「責に帰すべき」を「責めに帰すべき」に改める。

様式第2号第16条第1項中「あたり」を「当たり」に、「各号の一」を「各号のいずれか」に、「ただちに」を「直ちに」に改め、同条第2項中「ただちに」を「直ちに」に、「行ない」を「行い」に改め、同条第3項中「行なわなければならない」を「行わなければならない」に改め、同条第1号中「伴うもの。甲が行なう」を「伴うもの。甲が行う」に改め、同項第2号中「伴わないもの。甲乙協議して甲が行なう」を「伴わないもの。甲乙協議して甲が行う」に改め、同項第3号中「あるもの。甲が行なう」を「あるもの。甲が行う」に改め、同条第4項中「規定により、」を「規定により」に改め、同条第5項中「各号の一」を「各号のいずれかに」に、「行なわないことにつき、」を「行わないことにつき」に改め、同項第2号中「行なわない」を「行わない」に改め、同項第3号中「ととのわな」を「整わない」に改める。

様式第2号第17条第1項中「書面をもって乙に通知し」を「書面により乙に通知して」に改め、同条第4項中「甲は」を「甲は、」に改める。

様式第2号第18条中「責に帰する」を「責めに帰する」に、「書面をもって」を「書面により」に改める。

様式第2号第19条第1項中「書面をもって」を「書面により」に改め、同条第2項中「この約款」を「この契約」

に、「行なわない」を「行わない」に改める。

様式第 2 号第 20 条第 1 項中「書面をもって」を「書面により」に、「2 カ月未満の場合には」を「2 箇月未満の場合には」に改め、同条第 2 項中「請負契約」を「この契約」に、「行なう」を「行う」に改め、同条第 3 項中「こえる」を「超える」に改め、同条第 5 項中「本条」を「この条」に、「行なつた後」を「行つた後」に、「行なう」を「行う」に、「請負契約」を「この契約」に、「とあるのは」を「とあるのは、」に改め、同条第 6 項及び第 8 項中「変動を生じ」を「変動を生じ、」に改める。

様式第 2 号第 21 条第 1 項中「この場合において、」の次に「乙は、」を加え、「乙はあらかじめ」を「あらかじめ」に改める。

様式第 2 号第 22 条中「責に帰すべき」を「責めに帰すべき」に改め、同条を同条第 1 項とし、同条に次の 1 項を加える。

2 前項ただし書の場合において、火災保険その他損害をてん補するものがあるときは、甲乙協議して甲の負担額を定めるものとする。

様式第 2 号第 23 条第 1 項及び第 2 項を次のように改める。

工事の施工に伴い第三者に損害を及ぼしたときは、次項に定める場合を除くほか、乙がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち甲の責めに帰すべき理由により生じたものについては、甲がこれを負担する。

2 工事の施工に伴い通常避けることのできない地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を生じたときは、甲がその損害を補償しなければならない。ただし、その損害のうち工事の施工につき乙が善良な管理者の注意事務を怠つたことにより生じたものは、乙がこれを負担する。

様式第 2 号第 24 条第 1 項中「こえる」を「超える」に、「責に帰すべからざるもの」を「責めに帰すべからざるもの」に、「現場搬入済みの工事材料又は」を「又は工事現場に搬入した工事材料若しくは」に改め、同条第 2 項中「甲は」を「甲は、」に、「ただちに」を「直ちに」に、「行ない」を「行い」に、「書面をもって」を「書面により」に改め、同条第 3 項中「書面をもって」を「書面により」に改め、同条第 4 項中「現場搬入済みの」を「工事現場に搬入した」に、「立会」を「立会い」に、「こえる」を「超える」に改め、同条第 6 項中「こえる」を「超える」に、「同項」を「同項の規定」に改め、同条第 7 項中「取片づけ」を「取片付け」に改める。

様式第 2 号第 26 条第 1 項中「書面をもって」を「書面により」に改め、同条第 2 項中「立会」を「立会い」に、「書面をもって」を「書面により」に改め、同条第 4 項中「乙は」を「乙は、」に、「ただちに」を「直ちに」に改め、同条第 5 項中「あたり」を「当たり」に、「費用は」を「費用は、」に改める。

様式第 2 号第 27 条第 1 項中「書面をもって」を「書面により」に改め、同条第 3 項中「責に帰すべき」を「責めに帰すべき」に、「こえる」を「超える」に、「こえた」を「超えた」に改める。

様式第 2 号第 28 条第 1 項中「引き渡し前」を「引渡し前」に改める。

様式第 2 号第 29 条第 1 項中「請求額は」を「請求額は、」に改め、同条第 2 項中「ただちに」を「直ちに」に改め、同条第 3 項中「すみやかに」を「速やかに」に改め、同条第 4 項中「乙は」を「乙は、」に改め、同条第 5 項中「こえる」を「超える」に改める。

様式第 2 号第 30 条第 1 項中「場合はただちに」を「場合は、直ちに」に改め、同条第 2 項中「減額した場合」の次に「又は工事内容の変更その他の理由により工期が短縮された場合」を加え、同条第 3 項を削る。

様式第 2 号第 32 条第 1 項中「監督員の検査を要するものにあつては当該検査に合格したもの、監督員の検査を要しないものにあつては」を削り、同条第 2 項中「甲は」を「甲は、」に、「行ない」を「行い」に改め、同条第 3 項中「支払い」を「支払」に改め、同条第 4 項中「書面をもって」を「書面により」に、「甲は」を「甲は、」に改める。

様式第 2 号第 33 条第 1 項中「先だつて」を「先立って」に改める。

様式第 2 号第 34 条第 1 項中「書面をもって」を「書面により」に改める。

様式第2号第35条第2項中「, この規定を」を削り、「行なわなければならない」を「行わなければならない」に改め、同条第3項中「き損の事実」を「き損した事実」に、「期間内でかつ」を「期間内で、かつ」に改め、同条第4項中「指図」を「指示」に改める。

様式第2号第36条第1項中「責に帰すべき」を「責めに帰すべき」に、「甲は」を「甲は、」に改め、同条第2項中「損害金の額は」を「損害金の額は、」に改め、同条第3項中「責に帰すべき」を「責めに帰すべき」に、「場合においては」を「場合においては、」に改める。

様式第2号第37条第1項中「各号の一」を「各号のいずれかに」に改め、同項第3号中「契約に違反し」を「この契約に違反し」に改める。

様式第2号第38条第1項中「各号の一」を「各号のいずれかに」に、「契約を解除」を「この契約を解除」に改め、同項第1号中「責に帰すべき」を「責めに帰すべき」に、「工事経過後」を「工期経過後」に改め、同項第3号中「契約に違反し」を「この契約に違反し」に改め、同条第2項中「契約」を「この契約」に改め、同条第3項中「部分払い」を「部分払」に改め、同条第4項中「契約」を「この契約」に改める。

様式第2号第39条中「契約」を「この契約」に改める。

様式第2号第40条第1項中「各号の一」を「各号のいずれかに」に、「契約を解除」を「この契約を解除」に改め、同項第3号中「こえる」を「超える」に、「こえた」を「超えた」に改め、同項第4号及び同条第2項中「契約」を「この契約」に改める。

様式第2号第41条第1項中「契約」を「この契約」に改め、同条第5項中「できないとともに」を「できないとともに、」に改め、同条第6項中「期限方法等」を「期限、方法等」に、「行使であるときは、」を「行使であるときは」に改める。

様式第2号第43条中「この約款」を「この契約」に、「ととのわない」を「整わない」に改める。

様式第2号第46条中「この約款」を「この契約」に、「事項については」を「事項については、」に改める。

様式第2号の備考中「契約書は」を「契約書は、」に改める。

様式第2号の次に次の1様式を加える。

様式第 3 号 (第 9 条)

建設工事変更請負契約書

収入印紙

ちょう付

工事番号及び工事名

工 事 場 所

発注者 と請負人 とが 年 月 日に

締結した請負契約の一部を次のとおり変更する。

1 変更工期 年 月 日から 日間 延長
年 月 日まで 短縮

2 請負代金変更額 円 増 減
うち取引に係る消費税額 円 増 減

(注) 「取引に係る消費税」は、消費税法(昭和63年法律第108号)第28条第1項及び第29条の規定により算出したもので、請負代金変更額に103分の3を乗じて得た額である。

3 請負代金変更額に対する
契約保証金変更額 円 増 減

4 変更設計図書 別冊のとおり

5 その他の変更事項 別冊のとおり

この契約を証するため、本書 通を作成し、当事者記名押印のうえ、各1通を保有する。

年 月 日

発注者 住 所
氏 名 印

請負人 住 所
氏 名 印

工事完成 住 所
保証人 氏 名 印

注 「延長短縮」及び「増減」については、不用のものを消すこと。

別表中第 1 号から第 6 号までを次のように改める。

第2号

下 請 負 人 通 知 書

年 月 日

殿

請負人 住 所
商号又は名称
氏 名

印

工事番号及び
工事名

第

号
工事

路線河川等名
工事場所

市町村 大字

下
請
負
人

住 所
商号又は名称
氏 名

建設
業の
許可
内容

許 可 番 号
許 可 年 月 日

大臣・知事 許可第

号
年 月 日

建 設 業 の
種 類

一般

特定

工種及び数量

第 3 号

現場代理人及び主任・監理技術者等選 (改) 任通知書

年 月 日			
殿			
請負人 住 所		商号又は名称	
氏 名		印	
工事番号及び 工 事 名	第 号 工 事		
路線河川等名 工 事 場 所	市町村 大字		
契 約 年 月 日	年 月 日	工 期	年 月 日から 年 月 日まで 日間
区 分	現 場 代 理 人	主 任 ・ 監 理 技 術 者	専 門 技 術 者
住 所 又 は 居 所	TEL	TEL	TEL
氏 名 及 び 生 年 月 日	M T S 年 月 日生	M T S 年 月 日生	M T S 年 月 日生
最 終 学 歴			
建設工事に必要な 免 許 ・ 資 格			
監 理 技 術 者 等 交 付 番 号	/	/	/
経 験 年 数	年	年	年

注 1 主任・監理技術者の区別は、該当文字を で囲むこと。

2 専門技術者については、該当する場合に記載すること。

第4号

条件変更等通知書

年 月 日

殿

請負人 住 所
商号又は名称
氏 名

印

工事番号及び
工事名

第

号

工事

路線河川等名
工事場所

市町村 大字

請負代金額

円

通
知
事
項

第5号

天災その他の不可抗力による損害通知書

年 月 日	
殿	
請負人 住 所 商号又は名称 氏 名	
印	
工事番号及び 工 事 名	第 号 工 事
路線河川等名 工 事 場 所	市町村 大字
通 知 事 項	1 損害の状況
	2 損害防止について行った手段

注) 必要に応じ、通知事項を立証する書類、写真等を添付すること。

第 6 号

工 事 完 成 通 知 書

年 月 日	
殿	
請負人 住 所 商号又は名称 氏 名	
印	
工 事 番 号 及 び 工 事 名	第 号 工 事
路 線 河 川 等 名 工 事 場 所	市 町 村 大 字
契 約 年 月 日	年 月 日
工 期	年 月 日から 年 月 日まで 日 間
請 負 代 金 額	円
完 成 年 月 日	年 月 日

別表 第 7 号中

「

工 事 番 号 及 び 工 事 名	第 号	工 事
場 所	線川港 市 郡	町 村 大字

を

」

「

工 事 番 号 及 び 工 事 名	第 号	工 事
路 線 河 川 等 名 工 事 場 所	市 町 村 大 字	

に

」

改める。

付 則

この規則は、平成 7 年 9 月 1 日から施行する。



茨城県規則第73号

茨城県宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成 7 年 8 月 7 日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則

茨城県宅地建物取引業法施行細則（平成 6 年茨城県規則第 66 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条中「2 週間」を「30 日」に改める。

様式第 1 号中「2 週間」を「30 日」に改める。

様式第 2 号中裏面以外の部分を次のように改める。

様式第2号(第4条)

宅地建物取引業者名簿

免許証番号	免許年月日		免許有効期間			
() 第 号	年 月 日		年 月 日から 年 月 日まで			
商号又は 名称			宅地建物取引業 以外に行っている 事業の種類			資本金
免許申請者の氏名	(年 月 日生)					
法人であるとき の役員の氏名	役職名	氏 名	生年月日	役職名	氏 名	生年月日
事務所の名称	所 在 地		電話番号	取引主任者の氏名	登録番号	
政令第2条の2 で定める使用人	事務所名	氏 名	事務所名	氏 名		
供 託 金	現 金	円	年度	金 証 第 号		
	証券額面	円	年 月 日	供 託		
証券供託の場合 種類及び記号 額面その他 異 動 事 項					供託済届出年月日	
					年 月 日	
供 託 先	水戸地方法務局				支 局 出張所	
法第64条の7に 規定する弁済業 務保証金の供託						

付 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の茨城県宅地建物取引業法施行細則第 3 条の規定は、この規則の施行の日以後に生じた記載事項の変更について適用し、同日前に生じた記載事項の変更については、なお従前の例による。

 告 示

茨城県告示第900号

健康保険法（大正11年法律第70号）第43条の3第1項の規定により、次の病院及び診療所並びに薬局を保険医療機関及び保険薬局に指定した。

平成 7 年 8 月 7 日

茨城県知事 橋 本 昌

指定記号 番号及び 指定年月日	医療機関名称	診療科目	所在地	指定申請 の事由
03.1130.8 7.8.1	東亜メンタルクリニック	精・神	土浦市荒川沖367-4	新 規
17.1063.1 7.8.1	海老原整形外科	内・整外・理診	取手市台宿1丁目3-10	新 規
31.1058.2 7.8.1	長島内科	内	東茨城郡小川町小川1853-1	新 規
06.3066.1 7.8.1	津田歯科医院	歯・小歯・矯歯	下館市乙530-2	新 規
08.3052.7 7.8.1	大澤歯科医院	歯・小歯・矯歯	竜ヶ崎市中根台4丁目1-24	新 規
08.3053.5 7.8.1	双峰歯科	歯	竜ヶ崎市3635	新 規
08.3054.3 7.8.1	兼坂歯科医院 竜ヶ崎診療所	歯	竜ヶ崎市川原代町6180-2	新 規
17.3068.4 7.7.1	取手歯科クリニック	歯・小歯	取手市新町2-2-18岩本ビル2F	開 設 者 変 更
33.3087.1 7.8.1	大宮歯科医院	歯	那珂郡大宮町1077-1	新 規
44.3059.7 7.8.1	ホワイト歯科	歯・小歯	北相馬郡藤代町大字宮和田1209-6	新 規
01.4136.0 7.8.1	有限会社にし薬局	調剤	水戸市住吉町193-10	新 規
04.4033.3 7.8.1	あさひ薬局	調剤	古河市中央町2-3-11	新 規
17.4043.4 7.8.1	はあと薬局	調剤	取手市井野字前土井255-3	新 規
01.1031.2 7.8.1	廣瀬クリニック	精・神・神内・内	水戸市千波町2077-6	再 指 定
01.1201.1 7.8.15	相差医院	内・神	水戸市本町3丁目20-22	再 指 定
01.1202.9 7.8.15	高村クリニック	外・内・皮泌・整外・麻 眼・小・脳外・形・耳	水戸市泉町1-7-1	再 指 定

指定記号 番号及び 指定年月日	医療機関名称	診療科目	所在地	指定申請 の事由
02.1015.3 7.8.1	医療法人仁愛会 茅根病院	内・胃・小・呼・循・外・整外 皮・放・泌・脳神外・肛	日立市大みか町2-22-30	再指定
02.1071.6 7.8.1	長山皮膚科医院	皮	日立市鮎川町1丁目2-20	再指定
03.1057.3 7.8.1	三田整形外科医院	整外・理診	土浦市中村南3丁目1-9	再指定
05.1005.7 7.8.1	石岡市医師会病院	内・小・外・放	石岡市大字石岡字大砂原10528-1	再指定
05.1022.2 7.8.1	吉田医院	小	石岡市国府2-5-22	再指定
05.1024.8 7.8.1	府中病院	外・胃・整外・内・肛・ 皮泌	石岡市府中5-11-1	再指定
06.1037.8 7.8.1	草間医院	内・小	下館市甲13-1	再指定
06.1046.9 7.8.28	延島診療所	皮・肛・呼・耳・消・内 外	下館市大町三甲55	再指定
08.1015.0 7.8.1	菊地整形外科	整外・外・理診	竜ヶ崎市北方町字上土井632-1 633-1	再指定
10.1009.9 7.8.1	渡辺クリニック	内・小・外・泌	下妻市大字本城町1丁目48-3	再指定
10.1017.2 7.8.20	早乙女医院	内・小	下妻市大字大串821	再指定
17.1040.9 7.8.1	寺田眼科医院	眼	取手市台宿1-8-23	再指定
18.1002.7 7.8.1	松原眼科	眼	岩井市岩井4942-2	再指定
20.1052.8 7.8.1	かつらぎクリニック	内・小・整外・外・理診	つくば市大字苜間196の1	再指定
37.1023.3 7.8.1	松寿堂医院	外・内・小	行方郡北浦村大字山田456	再指定
37.1024.1 7.8.1	積善堂医院	産婦・内・小	行方郡麻生町大字行方137	再指定
38.1024.9 7.8.1	竹尾外科医院	外・内・皮	稲敷郡河内村金江津4747	再指定
39.1024.7 7.8.1	天貝医院	内・外・耳咽	新治郡新治村藤沢1306	再指定
43.1004.1 43.3070.6 7.8.1	医療法人清風会 豊和麗病院	精・神・内・歯・眼・耳咽・放 外・皮・小・整外・理診・小歯	猿島郡猿島町沓掛411	再指定
43.1011.6 7.8.1	総和中央病院	内・小・外・整外・皮泌	猿島郡総和町駒羽根825-1	再指定
43.1025.6 7.8.1	佐野医院	内・外・皮泌・産婦	猿島郡三和町山田728-6	再指定
43.1037.1 7.8.15	渡部医院	内・小・循	猿島郡総和町久能504-4	再指定
01.3052.2 7.8.1	加藤歯科医院	歯	水戸市上水戸1丁目3-42	再指定
01.3151.2 7.8.1	佐藤歯科医院	歯	水戸市宮町2-8-7	再指定
01.3227.0 7.8.1	渋井歯科医院	歯	水戸市渋井町598	再指定

指定記号 番号及び 指定年月日	医療機関名称	診療科目	所在地	指定申請 の事由
01.3228.8 7.8.1	医療法人社団 木村歯科医院	歯	水戸市中丸町472-1	再指定
02.3038.9 7.8.1	歯科岡田医院	歯	日立市助川町1-15-18	再指定
02.3067.8 7.8.7	菊池歯科医院	歯	日立市大みか町1-10-14	再指定
03.3116.1 7.8.1	宮田歯科クリニック	歯	土浦市中荒川沖町2ツインビル201	再指定
05.3008.5 7.8.5	小松崎歯科医院	歯	石岡市府中1-10-21	再指定
06.3015.8 7.8.1	小野歯科医院	歯	下館市甲283-2	再指定
07.3013.1 7.8.15	須藤歯科クリニック	歯	結城市大字結城字逆井11397-7	再指定
07.3034.7 7.8.21	荒川歯科医院	歯	結城市大字結城418	再指定
15.3022.5 7.8.1	医療法人社団研究歯会 北茨城歯科医院	歯	北茨城市関南町里根川 字里根川20-6	再指定
15.3023.3 7.8.1	医療法人社団研究歯会 中郷歯科医院	歯	北茨城市中郷町足洗字ザリタ120	再指定
16.3015.7 7.8.9	塙歯科医院	歯	笠間市笠間1949-2	再指定
18.3009.6 7.8.1	木村歯科医院	歯	岩井市岩井篠山西5015-5	再指定
19.3010.2 7.8.1	志賀歯科クリニック	歯・小歯	牛久市栄町3-65-3	再指定
19.3019.3 7.8.1	牛久歯科医院	歯	牛久市牛久町256-2	再指定
20.3045.6 7.8.1	大谷歯科医院	歯	つくば市梅園2-25-17	再指定
21.3038.9 7.8.1	浅香歯科	歯・小歯	ひたちなか市表町8-7	再指定
21.3035.8 7.8.1	なかの歯科医院	歯・小歯	ひたちなか市稲田358-5	再指定
34.3016.8 7.8.1	富永歯科医院	歯・小歯	久慈郡水府村 大字国安木の下1620-1	再指定
38.3026.8 7.8.1	小沢歯科医院	歯	稲敷郡美浦村大谷1620	再指定
43.3039.1 7.8.1	木村歯科医院	歯	猿島郡猿島町沓掛1602-1	再指定
43.3040.9 7.8.1	福田歯科医院	歯	猿島郡総和町下大野1936-7	再指定
01.4046.1 7.8.1	戸崎薬局	調剤	水戸市赤塚1-2005-49	再指定
01.4049.5 7.8.1	城東薬局	調剤	水戸市城東4-1-4	再指定
01.4074.3 7.8.1	ワタリ薬局	調剤	水戸市堀町965-1	再指定
02.4017.0 7.8.1	金成薬局	調剤	日立市川尻町1-32-2	再指定

指定記号 番号及び 指定年月日	医療機関名称	診療科目	所在地	指定申請 の事由
03.4052.5 7.8.1	南山堂薬局乙戸南店	調剤	土浦市乙戸南3丁目7-4	再指定
05.4005.8 7.8.1	ツチコ薬局	調剤	石岡市国府3丁目3-5	再指定
15.4016.4 7.8.1	ミドリ薬局	調剤	北茨城市磯原町磯原602	再指定
19.4007.5 7.8.1	牛久薬局	調剤	牛久市神谷町2-11-1	再指定
21.4008.9 7.8.1	有限会社松岡薬局	調剤	ひたちなか市東本町13-16	再指定
21.4010.5 7.8.1	黒沢薬局	調剤	ひたちなか市湊本町1-17	再指定
21.4017.0 7.8.1	大貫薬局	調剤	ひたちなか市稲田206-20	再指定
36.4024.4 7.8.1	株式会社伊藤薬局	調剤	鹿島郡波崎町9317-2	再指定
37.4015.0 7.8.1	㊤宮前薬局	調剤	行方郡潮来町宮前2-22-11	再指定
44.4018.0 7.8.1	有限会社武田薬局	調剤	北相馬郡藤代町藤代473	再指定
44.4019.8 7.8.1	有限会社武田薬局駅前店	調剤	北相馬郡藤代町宮和田1122	再指定

茨城県告示第901号

健康保険法（大正11年法律第70号）第43条の5第1項の規定により、次の医師及び薬剤師を保険医及び保険薬剤師に登録した。

平成7年8月7日

茨城県知事 橋 本 昌

記

氏 名	登録記号番号	登録年月日
加 瀬 奈美子	茨医 10213	7. 7. 11
手 島 伸 一	茨医 10214	7. 7. 13
鈴 木 弘 一	茨医 10215	7. 7. 17
三 戸 聡	茨医 10216	7. 7. 20
赤 井 博 孝	茨医 10217	7. 7. 21
谷 内 美佐子	茨薬 2259	7. 7. 11
大 崎 和 枝	茨薬 2260	7. 7. 12
江 村 真由美	茨薬 2261	7. 7. 12
白 鳥 剛 英	茨薬 2262	7. 7. 13
米 澤 明	茨薬 2263	7. 7. 14
山 田 やよい	茨薬 2264	7. 7. 14
小 野 茂 子	茨薬 2265	7. 7. 14

氏 名	登録記号番号	登録年月日
福 田 恭 子	茨 葉 2266	7. 7. 17
千 田 和 子	茨 葉 2267	7. 7. 19
高 橋 浩 子	茨 葉 2268	7. 7. 19
齋 藤 真 基 子	茨 葉 2269	7. 7. 19
高 橋 君 子	茨 葉 2270	7. 7. 19
高 根 裕 美	茨 葉 2271	7. 7. 19
木 村 豊	茨 葉 2272	7. 7. 20
出 川 昌 子	茨 葉 2273	7. 7. 20
高 橋 麻 美 子	茨 葉 2274	7. 7. 20
飯 沼 博 美	茨 葉 2275	7. 7. 24

~~~~~

#### 茨城県告示第902号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、下記のとおり使用料の徴収事務を委託したので、同条第2項の規定に基づき告示する。

平成 7 年 8 月 7 日

茨城県知事 橋 本 昌

記

#### 1. 受 託 者

大洗町

#### 2. 委託の内容

茨城県都市公園条例（昭和32年茨城県条例第26号）別表第1に規定する大洗公園駐車場の使用料の徴収事務

#### 3. 委託期間

平成 7 年 7 月 22 日から平成 7 年 8 月 20 日まで

~~~~~

茨城県告示第903号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第2条第1項第2号に規定する調査を次のとおり実施する。

平成 7 年 8 月 7 日

茨城県知事 橋 本 昌

1 国土調査として指定された年月日

平成 7 年 7 月 21 日

2 調査を実施する者の名称

茨城県

3 調査区域

測量法（昭和24年法律188号）第27条第2項の規定により、建設大臣の刊行した5万分の1地形図の次の図幅内の地域

「烏山（茨城県の区域に限る。）」、「常陸大宮（茨城県の区域に限る。）」、「大子（茨城県の区域に限る。）」、「喜連川（茨城県の区域に限る。）」、「小名浜」、「川部」

4 調査期間

この告示の日から平成 8 年 3 月 31 日まで

茨城県告示第904号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成 7 年 8 月 7 日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成 7 年 8 月 7 日

茨城県知事 橋 本 昌

路線名	区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
県道結城岩井線	猿島郡猿島町大字沓掛 字小山3305番1から	旧	メートル 最大 9.0 最小 9.0	メートル 60	
	猿島郡猿島町大字沓掛 字小山3307番3まで	新	最大 16.0 最小 16.0	60	
県道結城岩井線	猿島郡猿島町大字沓掛 字三井3869番地から	旧	最大 9.0 最小 9.0	260	
	猿島郡猿島町大字沓掛 字三井3911番1まで	新	最大 16.0 最小 16.0	260	

茨城県告示第905号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成 7 年 8 月 7 日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成 7 年 8 月 7 日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 新川江戸崎線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
稲敷郡江戸崎町大字古渡字仲宿554番1地先から 稲敷郡江戸崎町大字江戸崎字外浦426番2地先まで 稲敷郡江戸崎町大字古渡字仲宿554番1地先から 稲敷郡江戸崎町大字佐倉字佐倉原3230番1地先まで	旧	メートル 最大 18.0 最小 4.5 最大 60.0 最小 8.2	メートル 1,811.3 2,282	移 管
稲敷郡江戸崎町大字古渡字仲宿554番1地先から 稲敷郡江戸崎町大字佐倉字佐倉原3230番1地先まで	新	最大 60.0 最小 8.2	2,282	

茨城県告示第906号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成7年8月7日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成7年8月7日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 竜ヶ崎潮来線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
稲敷郡新利根村大字柴崎字上吉山5583番1地先から 稲敷郡新利根村大字堀川字塔ノ下257番6地先まで	旧	メートル 最大 15.5 最小 6.3	メートル 4,446	
		最大 61.0 最小 16.0	2,354	
稲敷郡新利根村大字柴崎字上吉山5583番1地先から 稲敷郡新利根村大字伊佐津字竹の内2280番地先まで	新	最大 15.5 最小 6.3	4,446	
		最大 225.0 最小 16.0	2,354	一部拡幅及び 一部除外
稲敷郡新利根村大字伊佐津字竹の内2280番地先から 稲敷郡新利根村大字下太田字諏訪原4612番2地先まで		最大 82.5 最小 17.3	580	バイパス新設

茨城県告示第907号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成7年8月7日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成7年8月7日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路線名 県道 竜ヶ崎潮来線
- 2 供用開始の区間 稲敷郡新利根村大字伊佐津字竹の内2,291番地先から
稲敷郡新利根村大字下太田字諏訪原4,611番地3地先まで
- 3 供用開始の期日 平成7年8月7日

茨城県告示第908号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成7年8月7日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成7年8月7日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 県道 土浦竜ヶ崎線
 2 供用開始の区間 土浦市大字霞ヶ岡1372番4地先から
 土浦市大字霞ヶ岡1373番4地先まで
 3 供用開始の期日 平成7年8月10日

公 告

◎貸金業者の登録の取消し

貸金業の規制等に関する法律(昭和58年法律第32号)第37条第1項の規定により、次のとおり貸金業者の登録を取り消したので、同法第41条第1項の規定により公告する。

平成7年8月7日

茨城県南地方総合事務所長 大久保 雅 史

- 1 商 号 ニューローンズかすみ
 2 氏 名 飯 田 フミ子
 3 主たる営業所の所在地 土浦市下高津一丁目11番20号
 4 登 録 番 号 茨城県知事(南-1)第40044号
 5 登 録 年 月 日 平成7年5月8日
 6 登録の取り消しの年月日 平成7年7月28日
 7 適 用 条 文 貸金業の規制等に関する法律第37条第1項第1号

毎週月・木曜日発行(緊急事項は号外発行) (定価送料とも1月)
 (休日の場合は線下発行) (金 2,300円)

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310 茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨 城 県 総 務 部 総 務 課

電話番号 029(221)8111(代)